



はなみずき 法律事務所

Hanamizuki Law Offices

～2012 年～
新年のご挨拶

事務所概要

※主な取扱分野

◎ご相談に際しては、まずは事前に電話にてご予約下さい。

- 民事 ■ 各種損害賠償請求、各種契約締結 交渉、契約書作成、借地 借家、不動産取引、労働問題、消費者問題（先物取引等）、交通事故、医療過誤、マンション問題（区分所有法等）、報道被害、名誉毀損
- 家事 ■ 離婚、相続 遺言、成年後見
- 会社 ■ 企業法務一般、顧問業務
- 倒産 ■ 破産、民事再生、債務整理（多重債務の処理）
- 刑事 ■ 通常刑事事件、少年事件
- 行政 ■ 出入国管理関係

※所在地

〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目18番1号 弁護士ビル2号館608号
TEL: 03-3434-8533 FAX: 03-3434-8299

※ホームページ

<http://tokyo-hanamizukilaw.jp/>

新年より当事務所のHPをリニューアルいたしました。
季節ごとにテーマカラーと写真が変化しますので、四季折々に
ご覧いただければと思います。

※営業時間

月～金/AM 9:30～PM 6:00（祝祭日及び年末年始を除く）

※地図



- 銀座線虎ノ門駅 出口1 徒歩5分
- 都営三田線内幸町駅 出口A3 徒歩6分
- JR新橋駅 烏森口 徒歩10分

あけまして

おめでとうございます。

ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は大変お世話になりました。本年もどうか宜しくお願い申し上げます。

さて、昨年は、われわれがこれまで経験したことのない大震災に遭遇した年でした。

町ごと押し流す津波、制御を失った原子力発電所。大自然の猛威は、われわれがこれまで築いてきた文明がいかに脆く、ちっぽけなものであるかと嘲笑うように破壊を繰り返しました。

その後も、風水害が日本列島を繰り返し襲った年でした。おそらく生涯の中でも忘れられない年となることでしょう。

また、遠くタイでの長期にわたる水害もわれわれの経済生活に大きな影響を及ぼすものであることに驚かされました。

今や、世界全体で環境問題やエネルギー問題に真剣に取り組まなくてはならないことを感じさせられました。

ただ、今でもまだ、すまいや仕事など先行きの不安を抱えて年を越した被災地の方々のことを思うと「おめでとう」という言葉を口にするのに躊躇いを感じました。

しかし、下を向いてばかりはいられません。新しい年をこうして迎えられたことに感謝をする意味でも、また、来年こそ、もっと心底「おめでとう」が言えるよう、復興が進むことを祈って。あえて「おめでとう」という冒頭のご挨拶と致しました。

「新たな年に希望をこめて!」新しい年の到来を祝いたいと思います。

平成24年1月1日

はなみずき法律事務所 所員一同



弁護士
森 徹

新たな年に希望をこめて！

昨年3月に、2年3か月務めた日本弁護士連合会の事務次長を退任致しました。

この間、事務所を留守にし、みなさまにはご迷惑をおかけしました。

退任直前に発生した東日本大震災に対する取り組みの担当でありながら、早々に退任することになり、後ろ髪が引かれる思いでしたが、4月から東京弁護士会の会内の一党派であります法曹親和会の事務総長の職に任せられ、以後、1600人の会員のお世話係として忙しい毎日を送っております。

昨年10月には、東京弁護士会からの派遣で、避難準備区域を解除されて間もない南相馬市を訪れる機会を得

ました。いくつかの行政区の住民の方々に損害賠償請求の説明会を行いました。説明の後に、多くの質問を受ましたが、住民の方々から出る質問はまさに待ったなしの答えを迫られるものばかりでした。やるせない気持ちで話される言葉は、報道では感じられない切実な生の声でした。それに対し、なす術を持たない自分の無力さを感じました。それでも住民の方々から多くの感謝の言葉をいただき、どちらが励まされたのかわかりませんでした。

そのような人たちの声や気持ちに対し、自分なりに何ができるのか？

今年もがんばっていきたいと思います。



弁護士
後藤 啓

大運動会

東京弁護士会では、毎年文化の日に大運動会を開催している。私はこの運動会の雰囲気の中で、毎年手伝いに参加している。

運動会には、例年、東京理科大学の体育の先生が競技進行を取り仕切って下さるのであるが、事前の会議の席上で先生がおっしゃった言葉が脳記憶に残っている。

競技種目の一つに『運命の旗』という競技がある。これは子供たちがトラック半周を走る途中でカラーボールを拾いしほく走ったところで、競技補助者が色のついた旗を掲げる。旗と同じ色のボールを持っている子供はそのままゴールに行けるのだが、違う色のボールを持っている子供はボールが置いてある場所まで戻って、旗と同じ色のボールを拾ってゴールまで行かなければならないという競技である。

先生の話では、この競技は、単に足が速い子供が勝つのではない、普段、徒競走では勝てない子供が一等賞になれるところに醍醐味がある。そしてこの競技では、決して拾ったボールを返さずはいけない、ボールは記念に子供達におげるべきだというのはある時、この競技で、足の速い子供が一等賞になったことがあった。その子供は、初めて一等賞になったことがとても嬉しかった。そのボールを大事そうに家に持って帰るのを見た。その子供にとって、一生の思い出になったであろうというものであった。私はなるほどその選択を思った。その子供にとっては、高価なおもちゃや記念品よりも、100円もないそのカラーボールが宝物だったのだろう。

運動会は、昨年で55回目になった。



弁護士
北村 聡子

国際室の任期を終えて

昨年12月をもって、日弁連国際室のスタッフ弁護士としての3年間の任期が無事、終了しました。

日弁連の事務機構は、事務総長、事務次長各1名に、業務分野ごとに調査室、広報室、司法改革調査室など11の室に別れており、総勢156名の一般職員と51名のスタッフ弁護士が勤務しています。

このうち国際分野を担当する「国際室」のスタッフ弁護士に任命されたのが平成21年7月。以降、途中5ヶ月の産休を挟みながら、海外からの訪問客への対応、会長が海外出張する際の随行兼通訳、国際的なセミナーの企画運営など、多岐にわたる業務を担当させていただきました。

私はこの国際室所轄の留学制度を利用して平成17～18年に

日弁連の推薦によりニューヨーク大学ロースクールに留学させていただきました。そのため、もともとはその恩返しのつもりで任務を引き受けた次第ですが、仲間にも恵まれ、また、大きな組織の一員として普段の弁護士業務では経験できない貴重な経験を数多くさせていただき、今はやらせていただきましたことに感謝しています。

さて、この3年間はそんな国際室の仕事に月50時間ほど割きながら通常の弁護士業務もこなしていましたが、1月からは100%本業の弁護士業務に専念できます。これまで多忙によりご迷惑をおかけしてきた皆様に少しでも恩返しをしたいと思いますので、どんな小さなことでもお気軽にご相談下さい。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士
石川 邦子

古希を迎えて

昨年、古希を迎えました。今では、珍しいことでもありませんが、いつがあるか分からない時代、老後の準備を始めました。まず、遺言書を作成。実質的平等に作成したつもりですが、争いになるか否かは、親の育て方次第、あちらで、先に逝った夫と共に、子供達の実顔が見たいものです。

死ぬまでは、元気で、食事・運動に気を配り、一日一万歩を歩きましたが、猛暑の最中に、室内レーニングに切り替え、自宅近くの市民体育館で始めました。一回一時間、週2～3回。ストレッチ、筋力トレーニングなど、体のコリと共に、心のコリもとれるような気がして、気に入って、続いています。娘の仕事の都合で、保育園に孫を迎えに行くことが多くな

り、夕方の1時間程、彼のお気に入りのNHKの「つくってあそび」を見ながら、二人で知恵を出し合っているものを作ります。発想の面白さに、頭が柔らかくなったような気がします。精神的な老化防止に役立っているようです。

主婦兼業で仕事をしていた強みで、時間を作るのには慣れています。ただ、終止符をいつ打つかまでは決められません。夫を余り長く待たせるのも如何かと思い、適当なところで迎えに来てほしいと子供達に話したら「待ってるかな・・・」という答えが返ってきました。

今年も、多少は人の役にたちながら、自らも楽しく過ごしたいと思っています。



弁護士
西岡 弘之

少年時代の思い出

私は子供のころ、夜空を眺めるのが好きでした。銭湯の帰り道「風邪を引くから早く帰ろう」と、私の肩を抱き家路を急がせようとする祖母の手を振りほどき、少年時代特有の込み上げてくる高揚感で胸をいっぱいにしながら、いつまでも夜空を眺め続けていたことを、懐かし思い出します。

私は、星座にはそれほど興味がありませんでした。「宝石のようにちりばめられた銀河の輝き」などといったものに魅了されていたわけでもありません。私の心を捉えていたのは、夜空を彩る恒星の光ではなく、恒星の周りを回っているはずの遙か遠く、未知の惑星たちでした。

地球外知的生物の存在を確信していた私は「今見上げている宇宙のどこかに、必ず地球人より遙かに進んだ文明を持った宇宙人が住む惑星があるはずだ」「彼らの住んでいる都市や彼らの生活の様子は、少

年向け科学雑誌などに掲載され、23世紀の未来都市などといった絵に描かれている風景－現在の都市の延長線上に容易に空想しうるような陳腐な景色－などではなく、地球上の街や暮らしとは全く異なり、あらゆる点において地球人の想像の枠を遙かに超えたものに違いない」、そして「いつかそのような世界をこの目で見てみたい」と夢想しながら、肉眼では見えない未知の惑星に思いを馳せていたのです。

今も、宇宙物理や天文に興味があり、それらを扱う読み物なども時々手に取っていますが、最近では、忙しさにかまけて、なかなかゆっくりと夜空を仰ぐというような機会もありません。そして遠く隔たれた惑星の都市に心を遊ばせるなどという余裕などもなくなっています。今年も、少しでも多く、星空に夢を描けるような時間を持てればと考えています。

事務局

初挑戦

11月20日ハーフマラソンに挑戦しました。目標は途中2ヶ所の関門を突破。制限時間内に完走すること。参加人数3600人超大会。会場の川崎市等々力陸上競技場は大勢の人と飲食店等の出店でお祭りのようでした。感動したのは、スターとフィニッシュです。テレビ中継で見ていたことがプチ体験できました。トラックを約1周して一般道へ。多摩川の河川敷を走り、沿道の声援に答える余裕は無く、給水所で水を求める姿はソンドのよう。再び競技場の中へ。

季節外れの暑さの中完走できたのも、夏の朝、皇居周辺での練習で、自信をつけさせてくれた仲間たちのお陰だと感謝しています。

事務局

遠いけれど東京都

世界遺産に登録された小笠原諸島へ初めて行きました。台風の合間でしたが、滞在中屋間さんとか天候に恵まれました。ハイビスカスやモンテンポウの花が咲き乱れる島に着いた時は、丸1日以上も船に揺られていた事を忘れるほど、海の透明度、青さなどに感動を覚えました。海の中は、写真や言葉では表われない美しい世界がどこまでも広がっていて、野生のイルカの泳ぐ姿には心癒されました。また、泳いで渡った南島は幻想的でした。リピーターが多い島には、旅行に来てそのまますぐ住みた若者も多く住んでいます。羨ましい半面、都会の便利さを考えると、私には無理かなあ・・・。



—法律改正情報—

特許法等の一部を改正する法律について

「特許法等の一部を改正する法律」が平成23年6月8日に平成23年法律第63号として公布されました。

これは、社外技術を活用して研究開発や製品化を行うオープン・イノベーションが進んでいる昨今、このような環境変化に対応し、ライセンス契約の保護強化や共同研究等における発明者の保護を図る必要があること、また、イノベーションの裾野を広げる等の観点から特許等知財産権の制度を利用するユーザーの利便性を向上させ、紛争となった場合にも迅速・効率的に解決する審判制度を見直す必要が指摘されていたことに対応した改正です。

改正法は、主として(1)ライセンス契約での当然対抗制度の導入(2)共同発明者の一部によって特許が取得されてしまった場合などに、発明者等が特許権等を自らに取り戻せる制度の創設、

(3)ユーザーの利便性向上のために、①中小企業等に対する特許料減免期間の3年から10年への延長、②11年目以降の意匠登録料の見直し、③発明者が自ら公表した場合であれば、その公表態様を問わず、発明が公になった後でも特許権等を取得し得るよう制度の整備(4)紛争の迅速・効率的な解決のための審判制度の見直しとして、①無効審決

の取消訴訟の提起後に、争いの対象となった特許権の内容を訂正する審判が請求することの禁止(訂正の機会は無効審判の段階で確保)、②無効審判の確定審決については審判請求人以外の者でも同一の事実及び証拠に基づいて争うことが認められない等の審判制度の問題について、審判請求人以外の者による審判請求を認める等からなります。

特に(1)は、現行法上、ライセンスを受けた者は、ライセンスを特許庁に登録しないと特許権等を譲り受けた者にライセンスを受けたことを主張できず、差止請求等を受けるおそれがあるところ、実務上、登録を求めると自体現実的でないため、登録をしなくても、差止請求等に対抗できるようにする改正です。

また(2)は、近年、共同研究・共同開発が一般化する中で、共同発明者の一部によって特許権が取得されてしまう例が発生していますが、現行法上このような場合の発明者保護の手段としては特許権等を無効とする等に限られているところ、このような場合に、発明者が特許権等の移転を求めることができる制度を創設した改正です。

施行期日は、平成24年4月1日からです。

詳細は当事務所にてお尋ねください。

メンバー's コラム



出産後初の海外出張—2011年POLA@台北に参加して—

昨年の6月に台湾(台北)でPOLA(ポーラ)という会議が開催され、日弁連から会長代行として澤井英久副会長と海渡雄一事務総長が出席し、私も国際室のスタッフとして随行しました。

POLAとは“The Presidents of Law Associations in Asia”の略称で、1990年に日韓の弁護士会の呼びかけで始まったアジア太平洋地域の弁護士会会長の集まりです。年に一度、各国で会議を開催して互いに友好を深めると共に、会期中に開かれる各種セッションを通じて法制度や弁護士実務に関する情報を交換する場としても機能しており、現在、27の国・地域の弁護士会会長が所属しています。

会期中は『法の支配』『司法改革の最新情報と今後の見通し』『司法アクセス』『アジア弁護士による多法域にわたる弁護士業務』の4つのテーマでセッションが開催されたほか、2日目の朝にはPOLA会長朝食会議」が開催されました。

印象に残っているのは、このPOLA会長朝食会議」での議論です。ここでは、司法の透明性を確保するため「判決情報の公開を求める宣言」を採択することとなり、シンガポール弁護士会会長が作成した原案について議論が交わされました。ところが「全ての判決情報について公開が原則だ」とする原案に対して、タイ弁護士会会長から「タイでは確定前の判決

情報の公開はプライバシー権侵害となり違法だ。」との意見が出たり「すべての判決情報は書面化されるべきだ。」との原案に対して、オーストラリア弁護士会会長から「オーストラリアでは下級審判例は全てデータとして保存されているだけで書面化していない。今後、裁判所のIT化が進めば書面化の要請はますます低くなる。」との意見が出たりするなど、日本では当然だと思っていた判決の取り扱いが、国によって全く異なることを改めて知ることとなりました。さらにそのような違いをお互いに尊重しながら全ての参加国が賛同できる「核」となる部分を見つけ出し、短時間でこれを宣言としてまとめ上げていく作業は、まさに各国弁護士会代表の「知恵」と「柔軟性」そして「協調性」の結集という印象であり、非常に感心させられた次第です。

(北村聡子)



右から 澤井副会長、海渡事務総長、鈴木LA WASIA 副会長、筆者